

長崎市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. ～3. 略					1. ～3. 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項				
[1] 略					[1] 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1) ～ (2) ② 略					(1) ～ (2) ② 略				
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約0.7ha 【実施時期】 平成25年度～ 令和5年度	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。 商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和2～ 5年度		【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約0.7ha 【実施時期】 平成25年度～ 令和4年度	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。 商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） [国土交通省] 【実施時期】 令和2～ 4年度	
(略)					(略)				
【事業名】 新大工歩道橋整備事業 (略)					【事業名】 新大工歩道橋整備事業 (略)				
【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業 【内容】 新市庁舎建設に伴い、周辺の道路のバスベイ整備や拡幅整備等を行う 位置：桜町ほか 【実施時期】 平成30年度～ 令和9年度	長崎市	新市庁舎建設にあわせて周辺道路の整備を行うことにより、公共交通機関へのアクセス向上、歩行者の安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度		【事業名】 新市庁舎周辺道路整備事業 【内容】 新市庁舎建設に伴い、周辺の道路のバスベイ整備や拡幅整備等を行う 位置：桜町ほか 【実施時期】 平成30年度～ 令和8年度	長崎市	新市庁舎建設にあわせて周辺道路の整備を行うことにより、公共交通機関へのアクセス向上、歩行者の安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上が図られることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 [国土交通省] 【実施時期】 令和2～6年度	
(略)					(略)				
【事業名】 長崎駅周辺地区整備事業 (略)					【事業名】 長崎駅周辺地区整備事業 (略)				
【事業名】 新市庁舎周辺道路電線共	長崎市	新市庁舎建設地周辺の道路整備にあわせて電線類の地中化を	【措置の内容】 都市構造再編		【事業名】 新市庁舎周辺道路電線共	長崎市	新市庁舎建設地周辺の道路整備にあわせて電線類の地中化を	【措置の内容】 都市構造再編	

同溝整備事業 【内容】 防災・災害復興拠点である新市庁舎周辺の防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う 【実施時期】 令和2～ <u>9年度</u>		行うもの。 安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等のため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	集中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2～6年度		同溝整備事業 【内容】 防災・災害復興拠点である新市庁舎周辺の防災性の向上と安全で快適な歩行者空間の確保を図るため、電線類の地中化を行う 【実施時期】 令和2～ <u>7年度</u>		行うもの。 安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等のため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	集中支援事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2～6年度	
(略)					(略)				
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 (略)					【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 (略)				
【事業名】 J R長崎本線連続立体交差事業 【内容】 鉄道を高架化し、踏切を除却することにより、交通混雑の解消等を図る (L=2480m) 【実施時期】 平成21年度～ <u>令和5年度</u>	長崎県	長崎駅から北2.5kmまでの間の4か所の踏切を無くし、道路混雑や踏切事故を解消するとともに、鉄道で東西に分断されている市街地の一体化と均衡ある発展を図るため連続立体交差事業を行う。 中心市街地への人と車の流れの円滑化に大きく貢献し、まちなかの賑わいの創出と商業・業務機能の活性化に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 連続立体交差事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2～ <u>5年度</u>		【事業名】 J R長崎本線連続立体交差事業 【内容】 鉄道を高架化し、踏切を除却することにより、交通混雑の解消等を図る (L=2480m) 【実施時期】 平成21年度～ <u>令和3年度</u>	長崎県	長崎駅から北2.5kmまでの間の4か所の踏切を無くし、道路混雑や踏切事故を解消するとともに、鉄道で東西に分断されている市街地の一体化と均衡ある発展を図るため連続立体交差事業を行う。 中心市街地への人と車の流れの円滑化に大きく貢献し、まちなかの賑わいの創出と商業・業務機能の活性化に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 連続立体交差事業 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和2～ <u>3年度</u>	
【事業名】 銅座川プロムナード整備事業(街路) 〔再掲〕 【内容】 道路と河川(銅座川)の一体的な整備を行い、賑わいのある空間づくりを行う (L=420m) 位置：銅座町ほか 【実施時期】 平成26年度～令和11年度	長崎市	銅座地区周辺地域の活性化を図るとともに、防災性の向上と交通環境の改善を図るため、道路と河川(銅座川)を一体的に整備する。 「水と緑」に親しめる都市空間を創出することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業) 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和3～ <u>5年度</u> 【措置の内容】 <u>都市構造再編集中支援事業</u> 【実施時期】 <u>令和6年度</u>		【事業名】 銅座川プロムナード整備事業(街路) 〔再掲〕 【内容】 道路と河川(銅座川)の一体的な整備を行い、賑わいのある空間づくりを行う (L=420m) 位置：銅座町ほか 【実施時期】 平成26年度～令和11年度	長崎市	銅座地区周辺地域の活性化を図るとともに、防災性の向上と交通環境の改善を図るため、道路と河川(銅座川)を一体的に整備する。 「水と緑」に親しめる都市空間を創出することで、まちの魅力と回遊性の向上につながるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業) 〔国土交通省〕 【実施時期】 令和3～ <u>6年度</u> <u>新規追加</u>	
【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕 〔再掲〕	長崎市	当路線周辺は、館内・新地地区景観形成重点地区に指定されており、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つ「唐人屋敷」や「新地藏」といった特有な歴史と、坂のまちで	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業) 〔国土交通省〕		【事業名】 都市計画道路新地町稲田町線街路整備事業〔出島・南山手地区〕 〔再掲〕	長崎市	当路線周辺は、館内・新地地区景観形成重点地区に指定されており、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つ「唐人屋敷」や「新地藏」といった特有な歴史と、坂のまちで	【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業) 〔国土交通省〕	

<p>【内容】 日本と中国の歴史的賑わいや雰囲気の良いエリアの回遊性向上及び賑わい創出を図るため、既存道路の拡幅改良を行う(L=400m) 位置：稲田町ほか</p> <p>【実施時期】 平成12年度～令和9年度</p>		<p>住みあう人々のくらしや「中華街」、「商店街」の賑わいと雰囲気を継承しつつ、その良さを活かした、特色ある景観に配慮した整備を行なうことで、回遊性を高め、賑わいの創出につなげる。</p> <p>更には、斜面住宅地の交通環境、居住環境を改善するとともに、中心市街地への重要なアクセス道路として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【実施時期】 令和3～<u>5年度</u></p> <p>【措置の内容】 <u>都市構造再編集中支援事業</u></p> <p>【実施時期】 令和<u>6年度</u></p>	
<p>【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 〔再掲〕 (略)</p>				
<p>【事業名】 都市計画道路片淵線(新大工工区)街路整備事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 都市機能の強化を図るための補助幹線道路として既存道路の拡幅改良を行う(L=270m) 位置：新大工町ほか</p> <p>【実施時期】 平成28年度～令和6年度</p>	長崎市	<p>近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。</p> <p>新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業) 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和3～<u>5年度</u></p> <p>【措置の内容】 <u>都市構造再編集中支援事業</u></p> <p>【実施時期】 令和<u>6年度</u></p>	
(略)				

(4) 略

5. 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1)～(2)② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 〔再掲〕</p>	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事</p>	

<p>【内容】 日本と中国の歴史的賑わいや雰囲気の良いエリアの回遊性向上及び賑わい創出を図るため、既存道路の拡幅改良を行う(L=400m) 位置：稲田町ほか</p> <p>【実施時期】 平成12年度～令和9年度</p>		<p>住みあう人々のくらしや「中華街」、「商店街」の賑わいと雰囲気を継承しつつ、その良さを活かした、特色ある景観に配慮した整備を行なうことで、回遊性を高め、賑わいの創出につなげる。</p> <p>更には、斜面住宅地の交通環境、居住環境を改善するとともに、中心市街地への重要なアクセス道路として整備するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【実施時期】 令和3～<u>6年度</u></p> <p><u>新規追加</u></p>	
<p>【事業名】 都市計画道路大黒町恵美須町線街路整備事業 〔再掲〕 (略)</p>				
<p>【事業名】 都市計画道路片淵線(新大工工区)街路整備事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 都市機能の強化を図るための補助幹線道路として既存道路の拡幅改良を行う(L=270m) 位置：新大工町ほか</p> <p>【実施時期】 平成28年度～令和6年度</p>	長崎市	<p>近隣小中学校の通学路であり、かつ、近隣の大学や病院へ通う通路として利用されている当該道路の歩行空間の安全性を確保するとともに、都市機能の強化に資する補助幹線道路として整備する。</p> <p>新大工町地区市街地再開発事業と連携して歩行者の回遊時の安全性を向上させ、快適な歩行空間を確保することが見込まれることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(道路事業) 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和3～<u>6年度</u></p> <p><u>新規追加</u></p>	
(略)				

(4) 略

5. 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1)～(2)② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 新大工町地区市街地再開発事業 〔再掲〕</p>	新大工町地区市街地再開発組合	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事</p>	

【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約0.7ha 【実施時期】 平成25年度～ 令和5年度 (略)		設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。 商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。	業等) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～ 5年度	
--	--	--	--	--

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 (略)				
【事業名】 Nagasakiまちなか文化祭事業 【内容】 音楽をはじめパフォーマンス、演劇などのステージや美術展を開催することにより、まちなかの賑わいの創出や、市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の場を提供する 【実施時期】 平成27年度～ (略)	長崎市	本市の中心商業地において、音楽をはじめパフォーマンス、演劇などのステージや美術展を開催するNagasakiまちなか文化祭事業は、まちなかの賑わいの創出に直接寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和4年4月～7年3月	区域内
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 [再掲] (略)				
【事業名】 長崎ベイサイドマラソン&ウォーク	長崎ベイサイドマラソン実行委員会	毎年秋にマラソン及びウォーキング大会を行うことで、国内外からの集客を促し、スタート及びゴールとなる中心市街地に	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業	区域内外

【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約0.7ha 【実施時期】 平成25年度～ 令和4年度 (略)		設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。 商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。	業等) [国土交通省] 【実施時期】 令和2～ 4年度	
--	--	--	--	--

(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業 (略)				
【事業名】 Nagasakiまちなか文化祭事業 【内容】 音楽をはじめパフォーマンス、演劇などのステージや美術展を開催することにより、まちなかの賑わいの創出や、市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の場を提供する 【実施時期】 平成27年度～ (略)	長崎市	本市の中心商業地において、音楽をはじめパフォーマンス、演劇などのステージや美術展を開催するNagasakiまちなか文化祭事業は、まちなかの賑わいの創出に直接寄与するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業 [総務省] 【実施時期】 令和4年4月～7年3月	区域内
【事業名】 東山手・南山手地区魅力向上事業 [再掲] (略)				
【事業名】 長崎ベイサイドマラソン&ウォーク	長崎ベイサイドマラソン実行委員会、長崎さるく・	毎年秋にマラソン及びウォーキング大会を行うことで、国内外からの集客を促し、スタート及びゴールとなる中心市街地に	【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業	区域内外

【内容】 スポーツの振興、市民のふれあい、観光・経済の活性化を図るため、長崎市においてマラソン等を開催する 【実施時期】 平成14年度～ (略)		賑わいが生まれることや、中心市街地の魅力発見にもつながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[総務省] 【実施時期】 令和3年4月～7年3月	
【事業名】 中心市街地公園整備事業 (略)				
【事業名】 <u>空き店舗活用にごわい創出事業</u> 【内容】 <u>商店街等への魅力ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組への支援を行う</u> 【実施時期】 <u>令和5年度～</u>	長崎市	【位置付け】 <u>中心市街地の商店街への魅力ある店舗の出店及び商店街等が実施する空き店舗対策の取組に対し支援を行う事業として、目標③「市民生活の利便性向上」に資する事業に位置付けられる。</u> 【必要性】 <u>来街者の増加につながり、中心市街地の歩行者通行量の増加が見込まれること。</u>	【措置の内容】 <u>中心市街地活性化ソフト事業</u> [総務省] 【実施時期】 <u>令和6年4月～令和7年3月</u>	区域内

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 <u>環長崎港夜間景観整備事業</u> 【内容】 <u>長崎の夜景の更なる魅力向上を図るため、環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、施設のライトアップなど「中・近景の夜間景観づくり」と「遠景の夜のみがき」を行う</u> 【実施時期】 <u>平成29年度～令和5年度</u>	長崎市	<u>歴史的建造物や観光施設等のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う「中・近景の夜間景観づくり」と、斜面市街地の灯りの整備や港に映り込む光による水際線の顕在化を図る「遠景の夜のみがき」により、夜景観光の魅力が向上することで、交流人口の拡大による賑わい創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u>	【措置の内容】 <u>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業（東山手・南山手地区））</u> [国土交通省] 【実施時期】 <u>令和4～5年度</u>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 <u>新大工町地区市街地再開</u>	新大工町地区市街地再	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核	【措置の内容】 社会資本整備	

【内容】 スポーツの振興、市民のふれあい、観光・経済の活性化を図るため、長崎市においてマラソン等を開催する 【実施時期】 平成14年度～ (略)	<u>女神大橋対面マラソン大会実行委員会</u>	賑わいが生まれることや、中心市街地の魅力発見にもつながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[総務省] 【実施時期】 令和3年4月～7年3月	
【事業名】 中心市街地公園整備事業 (略)				
【事業名】 <u>新規追加</u>				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 <u>新大工町地区市街地再開</u>	新大工町地区市街地再	中心市街地の商業地である新大工町地区において、地区の核	【措置の内容】 社会資本整備	

<p>発事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約0.7ha</p> <p>【実施時期】 平成25年度～<u>令和5年度</u></p>	開発組合	<p>となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。</p> <p>商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>総合交付金（市街地再開発事業等） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～<u>5年度</u></p>			<p>発事業 〔再掲〕</p> <p>【内容】 第一種市街地再開発事業による商業・住宅・業務施設・駐車場の整備を行う 位置：新大工町及び伊勢町 面積：A=約0.7ha</p> <p>【実施時期】 平成25年度～<u>令和4年度</u></p>	開発組合	<p>となる商業施設の再整備と併せて、住宅、業務施設、駐車場施設等を一体的に整備することで、賑わい再生を図る。</p> <p>商業の活性化、回遊性の向上、定住人口の増加による賑わいの創出及び業務施設床の整備による雇用の創出に寄与し、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>総合交付金（市街地再開発事業等） 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～<u>4年度</u></p>		
<p>【事業名】 浜町地区市街地再開発事業〔再掲〕 (略)</p>						<p>【事業名】 浜町地区市街地再開発事業〔再掲〕 (略)</p>					
<p>【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業〔再掲〕</p> <p>【内容】 長崎の夜景の更なる魅力向上を図るため、環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、施設のライトアップなど「中・近景の夜間景観づくり」と「遠景の夜間景観づくり」を行う</p> <p>【実施時期】 平成29年度～<u>令和5年度</u></p>	長崎市	<p>歴史的建造物や観光施設等のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う「中・近景の夜間景観づくり」と、斜面市街地の灯りの整備や港に映り込む光による水際線の顕在化を図る「遠景の夜間景観づくり」により、夜景観光の魅力が向上することで、交流人口の拡大による賑わい創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～4年度</p>			<p>【事業名】 環長崎港夜間景観整備事業</p> <p>【内容】 長崎の夜景の更なる魅力向上を図るため、環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、施設のライトアップなど「中・近景の夜間景観づくり」と「遠景の夜間景観づくり」を行う</p> <p>【実施時期】 平成29年度～<u>令和7年度</u></p>	長崎市	<p>歴史的建造物や観光施設等のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う「中・近景の夜間景観づくり」と、斜面市街地の灯りの整備や港に映り込む光による水際線の顕在化を図る「遠景の夜間景観づくり」により、夜景観光の魅力が向上することで、交流人口の拡大による賑わい創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 都市構造再編集集中支援事業 〔国土交通省〕</p> <p>【実施時期】 令和2～4年度</p>		
<p>【事業名】 長崎帆船まつり 〔再掲〕 (略)</p>						<p>【事業名】 長崎帆船まつり 〔再掲〕 (略)</p>					
<p>【事業名】 長崎さるく〔再掲〕</p> <p>【内容】 長崎の歴史、文化、人、まち、人の良さを観光客が体験できる「長崎さるく」を実施することにより、観光客の誘致及び満足度の向上を図る</p> <p>【実施時期】 平成18年度～</p>	(一社)長崎国際観光コンベンション協会	<p>中心市街地には数多くの歴史的建造物が点在しており、引き続き長崎さるくを実施することにより、観光客を中心市街地に誘致し、中心市街地の集客力向上を図る。</p> <p>長崎さるくを通して、観光客、市民を中心市街地に集客し、各種イベントとタイアップすることにより、賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金 〔内閣府〕</p> <p>【実施時期】 令和4年度</p>			<p>新規追加</p>					
<p>【事業名】 長崎くんち〔再掲〕</p>	長崎伝統芸能振興会	<p>毎年10月7日から9日まで行われる長崎くんちでは、踊町を</p>	<p>【措置の内容】 新型コロナウ</p>								

<p>【内容】 伝統的な年中行事である「長崎くんち」を実施し、観光客の誘致及び伝統芸能の振興を図る</p> <p>【実施時期】 昭和50年度以前～</p>	(長崎商工会議所)	中心とする中心市街地全体が祭りにより盛り上がり、庭見せなど観光客も長崎文化を楽しめる催し物があるため、人の活気と祭りによる賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>イルス感染症対応地方創生臨時交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和4年度</p>	
<p>【事業名】 長崎郷土芸能大会 [再掲]</p> <p>【内容】 市内各地区の伝統芸能を披露する大会を開催することで、市民・観光客に広く認知してもらい、伝統芸能の振興と保存・継承を図る</p> <p>【実施時期】 昭和50年度～</p>	長崎郷土芸能保存協議会	毎年9月下旬に長崎郷土芸能大会を開催することで、出演者や観覧者を中心市街地に誘客し、市中パレードや大会を通して賑わいの創出に寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【措置の内容】 地方創生推進交付金 [内閣府]</p> <p>【実施時期】 令和4年度</p>	
<p>【事業名】 若者交流施設運営事業</p> <p>【内容】 サッカースタジアムを中心とした商業施設、ホテル、オフィス、アリーナ等からなる長崎スタジアムシティの隣接地に整備する広場において、社会実験やワークショップ等を行うもの</p> <p>【実施時期】 令和6年度～</p>	長崎市	本事業は、長崎スタジアムシティ隣接地に整備する広場において、社会実験やワークショップ等を行うものであり、広場整備により期待される交流促進や賑わい創出の効果をより高めるものであるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>【措置の内容】 都市構造再編集中支援事業 [国土交通省]</p> <p>【実施時期】 令和6年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
<p>【事業名】 ながさきエコライフ・フェスタ (略)</p>				
<p>【事業名】 長崎スタジアムシティ開</p>	長崎市	長崎スタジアムシティの開業効果が地域経済やスポーツ等あ		

新規追加				
新規追加				
新規追加				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
<p>【事業名】 ながさきエコライフ・フェスタ (略)</p>				

<p><u>業気運醸成事業</u></p> <p>【内容】 <u>商店街へののぼり等の設置やSNS広告による情報発信、小学生等を対象とした絵画コンクールなどを実施</u></p> <p>【実施時期】 <u>令和5年度～令和6年度</u></p>	<p><u>らゆる分野へ波及することを目指して実施するもので、交流人口の拡大等に資する事業であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</u></p>	
--	--	--

8. 略

◇4章から8章までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は最終ページ参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2] (3) 略

(4) 開催状況
(略)

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和4年12月27日）

・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更に対する意見について

【令和5年度】

第1回長崎市中心市街地活性化協議会（令和5年4月26日）

・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）フォローアップに対する意見について

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和5年12月22日）

・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更に対する意見について

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善のための事業
(略)

・県庁舎跡地活用事業

・若者交流施設整備事業

5. ～6. 略

7. 経済活力向上のための事業

(略)

<p><u>新規追加</u></p>				
--------------------	--	--	--	--

8. 略

◇4章から8章までに掲げる事業及び措置の実施箇所

※図表は最終ページ参照

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]～[2] (3) 略

(4) 開催状況
(略)

第2回長崎市中心市街地活性化協議会（令和4年12月27日）

・認定長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）の変更に対する意見について

新規追加

(5) 略

[3] 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善のための事業
(略)

・県庁舎跡地活用事業

・新規追加

5. ～6. 略

7. 経済活力向上のための事業

(略)

- ・商店街共同施設等整備事業
- ・空き店舗活用にぎわい創出事業
- ・若者交流施設運営事業
- ・長崎スタジアムシティ開業気運醸成事業

8. 略

11. ～12. 略

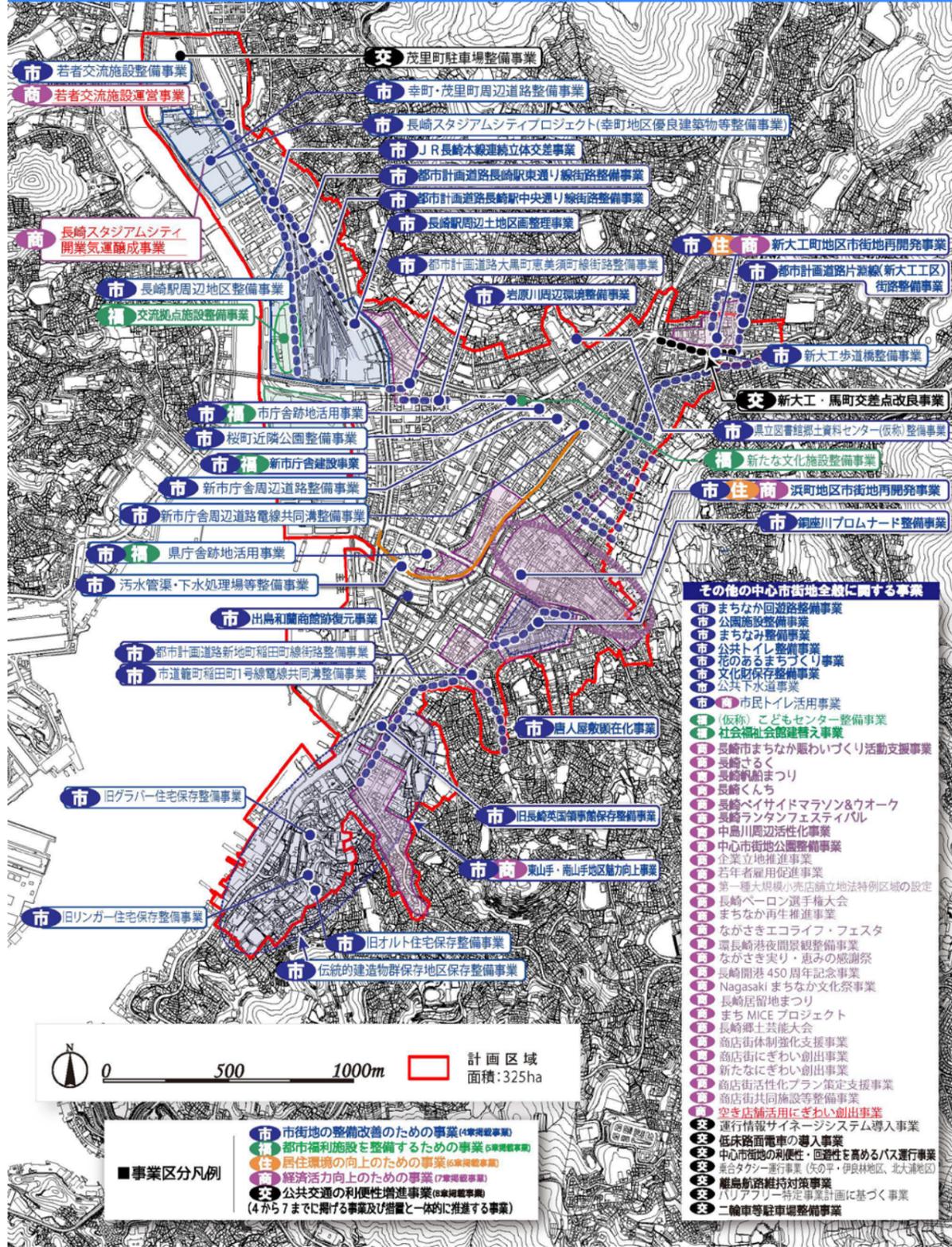
- ・商店街共同施設等整備事業
- ・新規追加
- ・新規追加
- ・新規追加

8. 略

11. ～12. 略

変更後

第2期計画区域及び事業実施箇所(案)



変更前

第2期計画区域及び事業実施箇所(案)

